

## 評議員選任・解任委員会運営細則

### (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人 善心会（以下「この法人」という。）定款第6条3項に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「この委員会」という。）の運営に関する事項について定める。

### (委員会の設置)

第2条 この委員会は、この法人の評議員を選任及び解任するための機関として設置する。

### (委員の構成)

第3条 この委員会の委員は、監事1名、事務局員1名及び以下の事項に該当しない外部委員1名の合計3名で構成するものとする。

- ① この法人または関連団体の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。）
- ② ①に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人（過去に使用人であったものを含む。）

### (委員の選任及び任期)

第4条 この委員会の委員となる事務局員及び外部委員の選任は、理事会において行う。

- 2 この委員会の委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

### (委員の報酬等)

第5条 委員会の委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

### (招集)

第6条 この委員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

### (招集通知)

第7条 この委員会の招集通知は、会議の開催日の7日前までに、各委員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、この委員会を開催することができる。

(議長)

第 8 条 この委員会の議長は、当該委員会に出席した委員の中から互選により選出する。

2 前項の規定により選出された議長は、この委員会の会務を総理する。

3 この委員会を招集した理事長(第 5 条 2 項の規定により他の理事が招集した場合は、その理事)は、当該委員会の議事に必要な範囲内で説明者を指名し、同席させることができる。

(評議員候補者)

第 9 条 理事会又は評議員会は、それぞれこの委員会に提出する評議員候補者を推薦することができる。

(評議員の選任)

第 10 条 この委員会は、理事会又は評議員会からこの法人の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由の説明を受けた上で、評議員を選任する。

- ① 当該候補者の経歴
- ② 当該候補者を候補者とした理由
- ③ 当該候補者とこの法人の役員等(理事、監事及び評議員)との関係
- ④ 当該候補者の兼職状況

(決議)

第 11 条 この委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員が賛成することを要する。

(決議の省略)

第 12 条 理事会又は評議員会が、この委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる委員の全員が書面又はより同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 13 条 この委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員の全員が記名押印しなければならない。

2 この委員会の議事録は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 当該委員会が開催された日時及び場所
- ② 当該委員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 当該委員会に出席した委員の氏名
- ④ 当該委員会の議長の氏名

3 第 1 項の議事録は、この法人の主たる事務所に 10 年間、据え置くものとする。

(委任)

第 14 条 この規則の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を受けて別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 12 日より施行する。